

(令和5年9月7日改訂)

奈良地方裁判所 民事部  
奈良地方裁判所葛城支部  
奈良地方裁判所五條支部

## 債権差押命令申立てに必要な手数料及び郵便切手 (R5.9.29~受理)

債務名義	債権者	債務者	手数料額
1通	1名	1名	4,000円
1通	2名	1名	8,000円
1通	1名	2名	8,000円
2通	1名	1名	8,000円

※ 債権者、債務者、債務名義の数が増えると、申立手数料の額はそれに応じて増えます。

(第三債務者の数は手数料の額に影響しません。) また、債務名義の内容によっては、上記の表とは異なる計算になることがあります。詳しくは執行裁判所にお問い合わせください。

### ○郵便切手 (陳述催告申立てをする場合)

債務者	第三債務者	500円	100円	94円	84円	50円	2円	合計	執行費用額の上限
1名	1名	4枚	4枚	1枚	2枚	1枚	2枚	2,716円	2,632円
1名	2名	6枚	6枚	1枚	4枚	2枚	2枚	4,134円	3,966円
2名	1名	6枚	6枚	1枚	2枚	1枚	4枚	3,920円	3,836円

※ 第三債務者は、送達場所ごとに1名として計算してください。

※ 債務者が1名増えるごとに、郵便切手を「1,204円分1組」追加してください。

※ 第三債務者が1名増えるごとに、郵便切手を「1,250円分1組、84円2枚」追加してください。

(陳述催告の申立てをしない場合は、「84円2枚」の部分の追加は不要です。)

※ 事案によっては、さらに郵便切手が必要になることがありますので、執行裁判所の指示に従って追納してください。

※ 執行費用額の上限は、債務者が1名増えるごとに1,204円ずつ、第三債務者が1名増えるごとに1,334円(陳述催告の申立てをしない場合は1,250円)ずつ、それぞれ加算されます。

★債務者2名以内、第三債務者10名以内についての郵便切手の内訳は、「申立時予納郵便切手一覧表」とおりです。債務者3名以上又は第三債務者11名以上についても、上記のルールによりますが、詳しくは執行裁判所にお問い合わせください。